

掛川市告示第93号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。
その関係図面は、令和6年12月18日から2週間、掛川市役所において一般の縦覧に供する。

令和6年12月18日

掛川市長 久保田 崇

市 道 認 定 路 線 表

NO	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
1	ミソラタウン掛川5号線	高御所字前坪287-45	高御所字前坪287-33	
2	ミソラタウン掛川6号線	高御所字前坪287-45	高御所字前坪280-6	
3	ミソラタウン掛川7号線	高御所字前坪287-46	高御所字前坪280-8	